

エース交易株式会社

(2007 年度版)

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- ①会社名等 ……会社名、本店所在地、代表者役職・氏名及び電話番号を記載しています。
(4 頁)
- ②会社の沿革 ……当社の設立から現在までの沿革を記載しております。(4～5 頁)
- ③会社の目的 ……定款に記載された当社の目的を記載しています。(6 頁)
- ④事業の内容 ……当社の経営組織、事業の内容について記載しています。(6～8 頁)
- ⑤営業所の状況 ……支店の名称、所在地及び電話番号を記載しています。(9 頁)
- ⑥財務の概要 ……平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。(9 頁)
- ⑦発行済株式総数……平成 19 年 3 月期における発行済株式総数及び株式公開の有無について記載しています。(9 頁)
- ⑧主要株主名 ……所有株式数の多い株主 10 名の氏名又は名称、住所又は所在地、所有株式数、発行済み株式総数に対する所有株式数の割合を記載しています。
(10 頁)
- ⑨役員状況 ……当社の役員の名、役職名、主要略歴等を記載しています。
(11～13 頁)
- ⑩従業員の状況 ……当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。(13 頁)

2. 営業の状況

- ①営業方針 ……当社の営業方針、企業の特徴について記載しています。(14 頁)
- ②当社及び業界を ……内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
取巻く環境 (15 頁)
- ③営業の経過及び成果……当社の平成 18 年度における業績について記載しています。(16～18 頁)
- ④対処すべき課題 ……当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。(19 頁)
- ⑤受託業務管理規則……当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。(20～31 頁)
- ⑥外務員の登録状況……期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。(32 頁)
- ⑦委託者に関する事項……期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。(32 頁)
- ⑧苦情・紛争に関する……期中における委託者からの苦情及び紛争について記載しています。
事項 (32 頁)
- ⑨訴訟に関する事項……期中において係争中の裁判について記載しています。(32 頁)

3. 経理の状況

- ①貸借対照表 (33 頁)
- ②損益計算書 (34 頁)
- ③株主資本等変動計算書 (35 頁)
- ④個別注記表 (36～40 頁)
- ⑤監査に関する事項 (40 頁)
- ⑥財務比率 (40 頁)

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則 (以下、「施行規則」という。) 第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期間の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

4. 業務関連項目

- 月間売買高 別紙を御覧ください。
- 月末建玉状況 (同 上)

①会社名等

商品取引員名 エース交易株式会社
 本社所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 24 号
 代表者名 代表取締役社長 森 辰 郎
 電話番号 03-3406-4649 (代)

②会社の沿革

当社は、昭和42年7月に商品取引所法が改正され、昭和46年1月から従来商品仲買人と呼ばれていた商品取引員が許可制に移行したことを契機に創業した会社であります。当時、東京穀物商品取引所の会員で商品仲買人でもありました「林大株式会社(昭和41年9月7日設立)」が廃業の意思をかためていたことから、その営業権を譲り受け、商号を「エース交易株式会社」に変更のうえ、昭和46年2月12日、事実上の創業をいたしました。

年月	概要
昭和46年2月	商品先物取引の受託業務を目的として、エース交易株式会社を東京都新宿区西新宿三丁目3番11号に創業。資本金9,000万円。 興栄商事株式会社を設立(現・連結子会社)。
昭和46年4月	本社を東京都中央区日本橋富沢町7番地6号へ移転。
昭和46年5月	農林大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所、前橋乾繭取引所、東京繊維商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年7月	本社を東京都渋谷区東一丁目26番26号へ移転。
昭和46年9月	北海道穀物商品取引所へ会員加入。
昭和46年10月	神戸穀物商品取引所へ会員加入。
昭和48年5月	豊橋乾繭取引所へ会員加入。
昭和54年5月	事務の合理化を図るため、事務用コンピュータ導入。業務のリアルタイム・オンライン処理開始。
昭和57年3月	通商産業大臣より、東京金取引所(現、東京工業品取引所)の商品取引員の許可を受ける。
昭和59年3月	グランド交易株式会社を吸収合併。農林水産大臣より、大阪穀物取引所、関門商品取引所、神戸生絲取引所の商品取引員の許可を受ける。大阪支店、福岡支店等、9支店開設。
昭和59年11月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場、同繊維市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和60年12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和61年7月	「誘導基準」をクリアし、通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される(その後、11年連続して「誘導基準適合取引員」に認定される)。
昭和62年2月	大都通商株式会社より営業権を譲り受ける。農林水産大臣より、大阪砂糖取引所、豊橋乾繭取引所の商品取引員の許可を受ける。名古屋支店等4支店開設。
昭和62年12月	大宮支店を開設。
昭和63年3月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成2年3月	社員研修施設及び保養施設として、静岡県伊東市に「エースプラザ」竣工。
平成2年4月	リアルタイム・オンライン処理の充実、売買取引のシステム化、情報処理の充実を図るために、大型汎用コンピュータを導入。
平成3年7月	ファンド事業部を開設。
平成3年8月	札幌支店を開設。
平成3年10月	ホームトレード部を開設。
平成4年4月	農林水産大臣より、北海道穀物商品取引所の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成4年10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より、商品投資販売業者(運用法人)の許可を受ける。
平成5年2月	エースマーキュリーカンパニーを設立(現・非連結子会社)。
平成5年3月	「純金積立定額購入プラン」の販売を開始。
平成6年4月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成6年10月	本社を東京都港区六本木一丁目9番9号へ移転。
平成7年9月	当社株式を日本証券業協会の店頭市場に登録。
平成8年4月	関東財務局長より金融先物取引業の許可取得(同年6月東京金融先物取引所に会員加入)。
平成9年4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける(同年10月大阪商品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける)。

年月	概要
平成10年7月	農林水産大臣より、関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成11年6月	通商産業大臣より、石油市場(東京工業品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成11年8月	本社ビル完成に伴い、本社を東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号(現在地)へ移転。
平成11年9月	営業の集中・強化を目的に、日本橋、新宿、五反田、池袋の4支店を本社に統合する。
平成11年11月	農林水産大臣より、畜産物市場(中部商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成11年12月	通商産業大臣より、石油市場(中部商品取引所)の変更の許可を受ける。 インターネットを活用したオンライン取引「LETACE」のサービス開始。
平成12年1月	「店頭外国為替証拠金取引」を開始。
平成12年12月	新潟支店を開設。
平成13年5月	農林水産大臣より、農産物市場(横浜商品取引所)の変更の許可を受ける。
平成14年6月	農林水産大臣より、水産物市場(関西商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成14年9月	経済産業大臣より、ニッケル市場(大阪商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。
平成15年6月	船橋支店を開設。
平成16年1月	コアバンフィック山一証券株式会社の株式を取得し、商号をアルパース証券株式会社に変更(現・連結子会社)。
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	農林水産大臣・経済産業大臣より、改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける。
平成17年7月	「取引所為替証拠金取引(くりっく365)」を開始
平成17年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける。(関東財務局長(金先)第6号)
平成17年10月	鉄スクラップ市場(中部商品取引所)の受託会員として同市場での取引を開始。
平成18年1月	当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる。

③会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品市場（海外商品市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）
2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理
3. 次のイからニに掲げる物品等商品取引所に上場する物品に関する売買、仲介、代理及び輸出入
 - イ. 農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び林産物
 - ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
 - ハ. アルミニウム、ニッケル等の非鉄金属
 - ニ. ゴム、原油、ナフサ及び石油製品
4. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問及び販売
5. 金融先物取引法に基づく金融先物取引の受託等
6. 医療資材及び医療機器の販売
7. 旅館業
8. 清涼飲料水、酒類及び煙草の販売
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下、「有価証券の売買等」という。）
11. 有価証券の売買等の媒介、取次及び代理並びに有価証券市場（外国有価証券市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理
12. 有価証券の引受け及び売出し
13. 有価証券の募集及び売出しの取扱い
14. 有価証券の私募の取扱い
15. その他証券業に関連する業務
16. 貸金業
17. 前各号に付帯する一切の業務

④事業の内容

当社、商品先物取引業を中心とする金融サービス・投資サービス事業を営んでおります。具体的には、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品取引所法第2条第4項から第10項に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主業務として、外国為替証拠金取引、商品投資販売、貴金属等の現物商品販売等の業務を営んでおります。

(2)業務の内容

(a) 商品先物取引

次に掲げる各商品取引所の各上場商品について受託業務及び自己売買業務を行っております。

許可番号：農林水産省指令 16 総合第 1870 号
平成 17・03・16 商第 1 号

取引所名	市場名	上場商品名	受託業者の許可
東京穀物商品取引所	農産物	小豆、一般大豆、Non-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸、野菜	○
	砂糖	粗糖、精糖	○
東京工業品取引所	貴金属	金、銀、白金、パラジウム	○
	アルミニウム	アルミニウム	○
	ゴム	RSS3号	○
	石油	ガソリン、灯油、軽油、原油	○
中部大阪商品取引所	畜産物	鶏卵	○
	石油	ガソリン、灯油、軽油	○
	鉄スクラップ	鉄スクラップ	○
	アルミニウム	アルミニウム	○
	ゴム	RSS3号、TSR20	○
	天然ゴム指数	天然ゴム指数	○
	ニッケル	ニッケル	○
関西商品取引所	農産物	小豆、米国産大豆、大豆ミール、とうもろこし、プロイラー	○
	砂糖	粗糖、精糖	○
	水産物	冷凍えび	○
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数、コーヒー指数	○

(注) 1 上記において「受託業者の許可」とは、商品市場における売買について委託者の受託を受け商品取引所へ直接注文を執行ができる許可であり、「取次業者の許可」とは商品取引所への注文の執行を「受託業務の許可」を受けた商品取引員を通して行うことのできる許可であります。

2 福岡商品取引所は、平成18年12月1日付で関西商品取引所と合併しております。(関西商品取引所が存続取引所)

3 大阪商品取引所は、平成19年1月1日付で中部商品取引所と合併しております。(中部大阪商品取引所が存続取引所)

(b) 外国為替証拠金取引

当社は、金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録を受けて、東京金融先物取引所における取引所為替証拠金取引(くりっく365)並びに店頭外国為替証拠金取引を行っております。

(c) 商品投資販売

当社は、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき商品ファンドの組成及び販売を行う事業を行っております。

(d) その他の事業

当社は、一定額を積み立てる金の定額購入商品「純金積立」業務を行っております。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話
本店	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 24 号	03-3406-4649(代)
札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西一丁目 1 番地	011-241-4649(代)
仙台支店	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡二丁目 2 番 10 号	022-298-4649(代)
大宮支店	〒330-0854 さいたま市大宮区仲町一丁目 110 番地	048-642-4649(代)
船橋支店	〒273-0005 千葉県船橋市本町一丁目 3 番 1 号	047-422-4649(代)
横浜支店	〒231-0005 横浜市中区本町 4 丁目 40 番地	045-662-4649(代)
新潟支店	〒950-0088 新潟市中央区万代一丁目 4 番 33 号	025-245-4649(代)
名古屋支店	〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目 3 番 4 号	052-201-4649(代)
京都支店	〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 617	075-231-4649(代)
大阪支店	〒542-0081 大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号	06-6263-4649(代)
岡山支店	〒700-0902 岡山市錦町 6 番 1 号	086-226-4649(代)
広島支店	〒730-0032 広島市中区立町 2 番 25 号	082-240-4649(代)
福岡支店	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目 2 番 2 号	092-411-4649(代)
北九州支店	〒802-0003 北九州市小倉北区米町一丁目 3 番 10 号	093-531-4649(代)

⑥財務の概要

決算年月 平成 19 年 3 月

(a) 資本金	3,245,237 千円
(b) 純資産額 * 1	19,220,182 千円
(c) 総資産額	49,325,518 千円
(d) 営業収益 (うち、受取手数料)	8,258,837 千円 (7,592,946 千円)
(e) 経常利益	1,802,545 千円
(f) 当期純利益	1,754,461 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数： 20,464,052 株（平成 19 年 3 月 31 日現在）

株式上場等の有無： ジャスダック証券取引所に上場しております。

⑧主要株主名

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
榑原 秀雄	2,701	13.19
日栄興商株式会社	1,176	5.75
株式会社大津や	600	2.93
中原 一正	456	2.22
エース交易社員持株会	455	2.22
株式会社廣濟堂	450	2.19
大庭 忠夫	425	2.07
松本 亘	390	1.90
株式会社コマースナル・アールイー	272	1.33
金崎 繁	227	1.11
計	7,154	34.96

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式 3,138千株(15.33%)があります。
 2 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑨ 役員 の 状 況

平成19年6月28日現在

役名	職名	氏名	生年月日	所有株式数 (千株)
取締役会長 代表取締役	—	榑 原 秀 雄	昭和6年1月30日生	2,701
取締役社長 代表取締役	—	森 辰 郎	昭和22年9月9日生	218
取締役 副社長	経営企画室・業 務部・総合企画 部担当	石 海 行 雄	昭和22年3月15日生	18
専務取締役	営業本部長兼 東部事業部担 当	田 中 孝 男	昭和25年4月11日生	152
専務取締役	ニュートレー ド事業本部長 兼 為替事業 部・開発商品事 業部担当	牧 田 栄 次	昭和29年1月22日生	100

役名	職名	氏名	生年月日	所有株式数 (千株)
常務取締役	営業管理本部長兼事務管理部・財務部担当	利岡 勝	昭和24年1月28日生	117
常務取締役	営業副本部長兼西部事業部担当	松岡 史郎	昭和34年8月25日生	59
取締役	大阪支店・岡山支店担当兼大阪支店長	伊藤 昇明	昭和29年5月11日生	50
取締役	本店第一営業部・本店第二営業部・新潟支店担当	種田 繁樹	昭和39年3月18日生	8
取締役	大宮支店・船橋支店担当兼大宮支店長	元岡 俊輔	昭和46年6月17日生	24
取締役	福岡支店・北九州支店担当兼福岡支店長	中 勝	昭和32年1月25日生	47

役名	職名	氏名	生年月日	所有株式数 (千株)
取締役	総合企画部部長兼 広報担当室長	山崎 勝重	昭和26年3月6日生	3
取締役	財務部部長兼 経理担当部長	田中 徹	昭和25年10月19日生	27
取締役	名古屋支店長	大橋 正直	昭和39年3月11日生	17
監査役 常勤	—	原澤 藤夫	昭和21年8月31日生	211
監査役 非常勤	—	伊藤 弘邦	昭和12年1月24日生	15
監査役 非常勤	—	山田 研治	昭和16年11月28日生	0
計				3,772

- (注) 1 監査役伊藤弘邦、山田研治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数 (人)	427	325	102	283	144
平均年齢 (歳)	34歳 4ヶ月	35歳 4ヶ月	31歳 2ヶ月	31歳 7ヶ月	39歳 7ヶ月
平均勤続年数 (年)	8年 4ヶ月	9年 3ヶ月	5年 4ヶ月	6年 8ヶ月	11年 6ヶ月
登録外務員数 (人)	326	264	62	260	66

2. 営業の状況

①営業方針

わが国の金融経済は大胆な改革が推進され、「貯蓄から投資へ」の掛け声のもと、従来の貯蓄奨励型社会から投資奨励型社会へと移行が進んでおります。証券取引をはじめ、商品先物取引、外国為替証拠金取引、商品ファンドなどに対しても新たな投資商品として注目度が高まっております。

わが国商品先物業界では、平成17年5月に改正商品取引所法が施行され、日本経済の産業インフラの一環としての市場づくりが進められております。さらに同年7月には、改正金融先物取引法も施行され、新しい投資商品として人気を集めている外国為替証拠金取引も急成長を続けております。投資サービスを主事業とする当社グループにとりましては、大きなチャンスが到来していると認識しております。

このような環境を踏まえて当社グループは、新しい時代に適応する営業モデルを確立し、市場拡大によるビジネスチャンスを確実にモノにするために、主として次の経営方針のもとで事業展開を実施してまいります。

(a) 顧客本位の資産運用サービス会社を志向

商品先物ビジネスの成功の鍵は、コンプライアンス意識向上の中で顧客の利益を最優先するという立場を貫くことにあります。これを実現するには顧客ニーズに柔軟に対応できるサービス体制とスピード経営の実践が不可欠となります。その上で、幅広い資産運用サービスを充実させ、顧客ニーズに適応した高度な投資サービスを提供することが必要です。商品、為替、証券など当社グループの総合力を活かして、顧客本位の資産運用サービスを提供してまいります。

(b) 安定成長を支える経営基盤の確保

企業成長の根幹は、収益力の強化をベースにした営業資産の拡大であり、安定した利益の計上であります。中でも預り証拠金、委託売買高、顧客数のさらなる増大が成長の要になります。先物産業の将来性を見越して異業種も参入し、企業間競争が激化するなど厳しい経営環境もありますが、新たな営業モデルの展開や事業分野の拡張などを通じて営業資産の拡大を図り、営業収益の増大につなげてまいります。また自己ディーリングの技術向上やリスク管理の強化を尚一層進めることで、安定した利益の計上につなげ、強固な経営基盤を確保してまいります。

(c) 財務体質の強化と株主還元の推進

企業経営において健全な財務体質は不可欠であります。預り証拠金の完全分離保管制度の維持や最低純資産要求額の堅持は申すまでもなく、クリアリング・システムの整備や純資産要件の見直しなどにおいても企業財務の重要性が高まっており、自己資本の充実など、強固な財務体制の確立が必要になります。環境の変化に即応できる財務体制を構築してまいります。さらに当社は株主に対する利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、業績向上を果たすよう経営活動に専念するとともに、利益状況を勘案し、株主の皆様への配当を重視した利益配分を行うことを基本方針としております。また株主優待制度の導入等は、株主の皆様当社のファンとして応援いただく有効な方策として継続して実施してまいります。

(d) 信頼される人づくりを通じて選ばれる企業の創造

ネット経済の時代ではありますが、このような時であるからこそ企業成長の鍵は「人」にあります。信頼される人材の育成こそが企業成長の土台になります。新入社員研修をはじめ、フォローアップ研修、役職別研修等を通じて、常に新しい知識習得の場を持ち、ファイナンシャル・プランナーの資格取得支援も継続し、さらにコンプライアンス意識の向上を進めるなど、社員各自が自己成長できる環境を整えてまいります。顧客サービスのレベルアップは社員の質的向上、信頼の確保があってはじめて成し遂げられます。IT進展に伴う情報サービスの高度化と併せて人材の育成を一層充実し、選ばれる企業の創造に積極的に取り組んでまいります。

当社は、今後も市場経済の進展を見据えた積極的な企業戦略を展開するとともにコンプライアンスを重視した経営を推進し、企業価値、株主価値を高める経営の実践を図ってまいります。

②当社及び当業界を取巻く環境

当会計年度におけるわが国経済は、内需に支えられた順調な景気回復を続けました。消費者物価指数が安定的にプラス圏（前年同月比）で推移するなどデフレ脱却への動きが一段と鮮明化したことで、日本銀行は平成18年3月に実施した量的金融緩和の解除に続き、平成18年7月には5年ぶりとなるゼロ金利政策の解除へと踏み切りました。平成18年11月には「いざなぎ景気」（昭和40年～同45年）を抜き戦後最長の景気回復局面へと移行、企業収益の改善傾向が設備投資を促すととともに、一部厳しさを残していた雇用情勢にも改善の幅が広がり、企業部門の好調さが家計部門への波及を通じて景気回復を支えました。

当会計年度における為替市場では、米国の利上げ休止観測が出て急激な円高・ドル安が進み、平成18年5月中旬には1ドル109円水準にまでドルが急落しました。しかし、その後はインフレ懸念を理由に再びFRB（米連邦準備制度理事会）が利上げを継続するとの見方に戻ったことからドル高基調が持続、平成19年1月には4年ぶりとなる1ドル122円の高値をつけました。

当会計年度の商品先物市場は、商品投資ブームの流れが継続する中で始まり、貴金属市場では金価格が、ニューヨーク市場で平成18年5月に昭和55年9月以来の高値となる1オンス723ドル（期近）をつけると、東京市場でも1グラム2,587円（先限）と昭和60年9月以来の高値をつけました。その後、FRBがインフレ圧力の高まりを警戒している旨の報道が伝わると利上げ継続観測が強まり、ドル高や株安が進行すると高値警戒感のあった金市場からも投資マネーが流出、1オンス500ドル台半ばまでの大幅な調整を強いられましたが、平成18年10月以降は宝飾向け需要や金ETF（上場投資信託）向けの旺盛な投資需要に支えられて価格は上昇基調を強め、再び1オンス700ドル台を試す動きを見せました。石油市場では原油価格が、イラン核開発問題やイスラエル・レバノン情勢、他産油国の治安悪化などを背景に平成18年7月にかけて史上最高値を更新しました（ニューヨーク市場期近で1バレル78ドル）。その後は地政学的リスクの後退や米国内での需給バランスの好転などから原油価格は急落、平成19年年初には1バレル60ドル台を割り込みましたが、OPEC（石油輸出国機構）が減産姿勢を強めたことやイラン問題の再燃などを受けて反発し、当会計年度末にかけては1バレル60ドル台半ばまで回復しました。また、農産物市場では、とうもろこしが需給の引き締め観測の高まりを受けて急伸し、エタノール需要の大幅な拡大見通しを背景に当会計年度初めの1ブッシェル2ドル台前半（シカゴ市場の期近価格）から上昇し、平成19年2月には平成8年以来の同4ドル台乗せを達成しました。

このように、当会計年度の商品市場は歴史的な高値を示現する銘柄がある中で、主要国際商品の値動きの振幅が拡大する動きを見せたと言えます。ここには他の投資市場の動向に合わせた投資マネーの流出入に強い影響を受けたという様子を窺い知ることができます。

以上の結果、当会計年度の全国商品取引所出来高（オプション取引を含む）は前会計年度に比べ、21.1%減の85,101千枚となりました。

なお、平成18年12月には関西商品取引所と福岡商品取引所が合併し（関西商品取引所が存続取引所）、また平成19年1月には中部商品取引所と大阪商品取引所が合併し（中部大阪商品取引所が存続取引所）、国内の商品取引所は計4取引所に再編されました。

③営業の経過及び成果

当会計年度は、商品市場全般に調整局面を迎えたことや平成17年に施行された改正商品取引所法による行為規制強化の影響で商品取引員各社の対応が慎重に推移したことなどから国内商品先物市場の出来高は低迷を余儀なくされました。投資家の投資意欲もなかなか好転せず、その結果、委託売買高は前会計年度比30.4%減の2,076千枚、商品先物取引の受取手数料は前会計年度比28.2%減の71億18百万円となりました。売買損益につきましては、石油市場、農産物市場におけるディーリング業務で収益を上げ、4億円の売買収益（前会計年度に比べ9億18百万円の増加）を計上しました。

また、事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a)受取手数料

区分		金額(千円)	前年同期比(%)
商 品 先 物 取 引	現物先物取引		
	農産物市場	572,980	△65.5%
	砂糖市場	132,645	△52.3%
	繭糸市場	5,532	329.8%
	水産物市場	508	△62.2%
	貴金属市場	6,028,926	△15.8%
	アルミニウム市場	11,509	△75.4%
	ニッケル市場	66	△75.3%
	ゴム市場	211,052	△48.2%
	石油市場	131,266	△55.8%
	鉄スクラップ市場	52	△99.4%
	小計	7,094,542	△28.1%
	現金決済取引		
	農産物市場	11	0.0%
	畜産物市場	684	△69.3%
	石油市場	6,348	△50.4%
	小計	7,044	△55.1%
	指数先物取引		
	農産物・飼料指数市場	285	△98.9%
	天然ゴム指数市場	16,777	64.4%
	小計	17,063	△52.3%
	オプション取引		
	農産物市場	—	—
	砂糖市場	—	—
	貴金属市場	—	—
	小計	—	—
	商品先物取引計	7,118,650	△28.2%
	外国為替証拠金取引	472,996	△61.7%
	証券取引	270,602	△55.3%
	商品ファンド販売手数料	1,299	—
	合計	7,863,548	△33.1%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 売買損益

区分		金額(千円)	前年同期比(%)
商 品 先 物 取 引	現物先物取引		
	農産物市場	439,903	—
	砂糖市場	10,418	—
	繭糸市場	△ 74	—
	水産物市場	△ 22	△40.5%
	貴金属市場	△ 9,274	△96.1%
	アルミニウム市場	△ 608	△32.1%
	ニッケル市場	△ 143	—
	ゴム市場	△ 7,574	—
	石油市場	171,427	—
	鉄スクラップ市場	—	—
	小計	604,049	—
	現金決済取引		
	農産物市場	△ 49	—
	畜産物市場	△ 264	1930.7%
	石油市場	△ 65,643	△32.7%
	小計	△ 65,957	△31.7%
	指数先物取引		
	農産物・飼料指数市場	11,078	△89.0%
	天然ゴム指数市場	6,931	—
	小計	18,009	△81.4%
オプション取引			
農産物市場	—	—	
砂糖市場	—	—	
貴金属市場	—	—	
小計	—	—	
海外先物取引	△ 56,958	382.1%	
商品先物取引計	499,143	—	
商品売買損益	61,382	△44.0%	
その他売買損益	△ 159,592	—	
合計	400,934	—	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(c)商品先物取引の売買高の状況

区分	委託(枚)	前年同期比 (%)	自己(枚)	前年同期比 (%)	合計(枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	362,967	△56.0%	52,582	△68.7%	415,549	△58.1%
砂糖市場	48,887	△44.1%	4,536	△52.9%	53,423	△45.0%
繭糸市場	3,945	110.8%	30	△97.1%	3,975	36.4%
水産物市場	1,713	△63.4%	54	△62.2%	1,767	△63.4%
貴金属市場	1,096,118	△17.0%	1,010,906	32.4%	2,107,024	1.1%
アルミニウム市場	10,523	△34.8%	425	△84.4%	10,948	△41.9%
ニッケル市場	511	△14.8%	258	△44.3%	769	△27.7%
ゴム市場	214,230	△16.4%	64,960	△64.0%	279,190	△36.0%
石油市場	290,361	△29.9%	115,066	△67.9%	405,427	△47.5%
鉄スクラップ市場	55	△99.1%	560	△82.4%	615	△93.4%
小計	2,029,310	△30.8%	1,249,377	△16.0%	3,278,687	△25.8%
現金決済取引						
農産物市場	20	△92.9%	2	△99.9%	22	△99.6%
畜産物市場	944	△73.4%	491	△7.4%	1,435	△64.9%
石油市場	31,905	13.0%	5,233	△90.1%	37,138	△54.3%
小計	32,869	2.5%	5,726	△90.4%	38,595	△57.8%
指数先物取引						
農産物・飼料指数市場	1,566	△82.7%	1,537	△76.2%	3,103	△80.0%
天然ゴム指数市場	12,541	58.3%	776	△68.4%	13,317	28.3%
小計	14,107	△16.8%	2,313	△74.1%	16,420	△36.6%
オプション取引						
農産物市場	—	—	20,800	△29.2%	20,800	△29.2%
砂糖市場	—	—	—	—	—	—
貴金属市場	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	20,800	△29.2%	20,800	△29.2%
合計	2,076,286	△30.4%	1,278,216	△19.4%	3,354,502	△26.5%

(注) 1 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

前会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
取引所名	銘柄名	委託売買高 (枚)	割合 (%)	取引所名	銘柄名	委託売買高 (枚)	割合 (%)
東京工業品取引所	金	726,238	24.4	東京工業品取引所	金	651,085	31.4
東京工業品取引所	白金	511,224	17.2	東京工業品取引所	白金	384,308	18.5
東京穀物商品取引所	Non-GMO大豆	426,873	14.3	東京工業品取引所	ゴム	211,046	10.2
東京工業品取引所	ゴム	253,634	8.5	東京穀物商品取引所	Non-GMO大豆	163,139	7.9
東京工業品取引所	ガソリン	249,212	8.4	東京工業品取引所	ガソリン	156,572	7.5
東京穀物商品取引所	とうもろこし	141,797	4.8	東京穀物商品取引所	とうもろこし	117,806	5.7
東京穀物商品取引所	アラビカ コーヒー	134,784	4.5	東京工業品取引所	銀	54,417	2.6

2 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、アラビカコーヒー1枚は3,450kgというように、1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

④対処すべき課題

我が国の投資サービス事業に関する環境は大きく変わろうとしています。商品取引所法や金融先物取引法の改正、さらに平成19年には金融商品取引法が施行され、「貯蓄から投資へ」の流れがさらに加速されることが予想されます。商品先物取引を中心に、外国為替証拠金取引、商品ファンド、証券業などを総合的に取り扱う当社にとって事業拡大のチャンスであることは間違いありませんが、一方で、異業種企業の参入や営業活動などに対する行為規制の強化も推進され、厳しい競争の中にあることも事実です。このような環境の中で当社の対処すべき主要な課題は次の通りです。

(a) 資産運用新時代に対応した営業サービスの拡充

少子高齢化など社会環境が変わる中、貯蓄重視型から投資推進型への転換が進められ、投資サービス事業の拡大が図られており、わが国の先物市場も産業インフラの一環として、効率的な資産管理の場として、大きな飛躍が期待されています。一方で、異業種企業の参入、営業活動などに対する行為規制の強化等、企業間競争が激化する中で新たな営業モデルの構築も求められています。

投資サービス事業を主業務とする当社にとって大きなビジネス・チャンスであり、営業サービスの充実、人材育成の強化を進め、顧客満足度を高める営業活動を推進し、営業資産の一層の増大に向けて努力してまいります。一方で、行為規制の強化等に対しては、Webセミナーも含めた投資家向け各種セミナーの展開、オンライン取引のサービス拡充など、顧客ニーズを的確に捉えた営業サービスを実施してまいります。

(b) 投資サービスの事業分野拡大

当社は商品先物事業を収益の核としており、今後も新たな営業モデルの構築、サービスの拡充などによりさらなる事業拡大に取り組んでまいります。併せて、投資サービスの事業分野を広げる努力も不可欠です。平成19年の金融商品取引法施行により、デリバティブ市場の注目度も高まり、商品先物取引はもとより、商品ファンドや外国為替証拠金取引の市場拡大も間違いないところです。

当社におきましても、平成18年6月に販売開始した商品ファンド「エース10インデックスファンド」の販売強化をはじめ、外国為替証拠金取引においても東京金融先物取引所の取引所為替証拠金取引「くりっく365」のサービス拡充や英国パークレイズ銀行をカバー先とするOTC取引のサービス展開を進め、事業分野の拡大に取り組んでまいります。

(c) 高品質のサービスを提供できる人材の育成

当社の最大の資産は人材であり、人材育成は大きな強みであります。経済環境や市場環境の変化を踏まえ、幅広い知識を取得できる社員教育を実施し、信頼される人づくりを通して新時代のベストアドバイザーを育成してまいります。1ヶ月半にわたる新人研修をはじめ、階層別研修などを行ない、金融知識の習得はもちろん、コンプライアンス意識の徹底を図っています。また、ファイナンシャル・プランナー資格取得の支援も継続してまいります。

(d) コンプライアンスを重視した経営管理体制の推進

今後の企業経営においてコンプライアンスに対する意識向上は最重要課題です。商品取引所法の改正、会社法の施行、さらに平成19年の金融商品取引法施行により、企業の内部管理体制強化への姿勢が一層推進されます。当社におきましても、営業活動における法令順守はもちろんのこと、顧客管理体制の強化、内部統制システムの整備推進、内部監査体制の充実など内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスへの取り組みを積極的に進めてまいります。また、社員研修の場などを通じて社員全員にコンプライアンス意識の向上を促し、経営陣が率先して社内管理体制の強化に努めてまいります。

(e) 戦略的な財務活動の推進

積極的な企業活動には堅固な財務基盤が必要になります。現在、投資サービスに関連する企業には純資産等に関する比率規制も導入されており、厳格な財務運営が求められています。現状の財務基盤をベースに、資本力、財務力を一層向上させ、さらなる積極経営に向けた財務体制を構築してまいります。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、お客様の多様なニーズに的確にお応えする質の高いサービス体制を一層充実させるとともに、業務の効率化を進め、さらなる業績向上に努めていく所存であります。

⑤受託業務管理規則

受託業務管理規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、取引の自己責任を求め得る主体性ある健全な委託者層の導入と、委託者の保護育成を図るため、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けるものとなるおそれがないように委託者に適合性の原則の趣旨を説明した上で、委託者の知識、経験及び財産の状況に関する情報の提供を求め、委託者の属性の把握に努めるものとし、委託の勧誘及び受託業務の適正な運営並びにその管理について必要な項目を定める。

(適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託)

第 2 条 当社は、次の各号の一に該当する商品先物取引に不相当と判断される者に対する勧誘及び受託並びに不相当と認められる勧誘を行わないものとする。

尚、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止し、又取引中に委託者が新たに、不相当と認められる状況となった場合、新たな取引の勧誘及び受託を行わないものとする。

(1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 商品先物取引をするための借入れの勧誘

(5) 長期入院、自宅療養者及びこれに準ずる者

(6) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計をたてている者

※「生計をたてている」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

(7) 一定以上の収入を有しない者

※「一定以上の収入」は、年間500万円以上とする。

(8) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘

※1 「投資可能資金額」とは、委託者が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差入可能な資金総額をいう。

※2 既に商品先物取引によって損失(評価損を含む。)及び手数料並びに手数料に係る消費税(以下「損失額等」という。)が発生している場合には、委託者が当初届け出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額を、当該委託者の投資可能資金額とする。

(9) 一定の高齢者

※1 「一定の高齢者」は、年齢75歳以上とする。

※2 75歳未満の高齢者についても、生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査して判断し、厳格な審査を経て取引の開始に至った場合であっても、当該委託者の損益状況等の取引状況を常時確認することにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないように注意する。

(10) 公共団体の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者、金融機関の役員及び従業員

(11) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者

(12) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

但し、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号に該当する場合で、自らが適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しており、且つ下記の諸要件を自らが満たしている旨の委託者本人の自書による書面での申し出があり、第12条第2項に定める総括責任者が適当と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 第5号、第6号、第7号及び第10号に該当する場合は、委託者が申告する投資可能資金額が自己資金の範囲内であり、その裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 第8号に該当する場合は、委託者が新たに申告した投資可能資金額が、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 第9号に該当する場合は、当該委託者が過去一定期間以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験（株式信用、株式先物等）があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

※「過去一定期間以上」は、直近の3年以内に延べ90日以上とする。

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者が、諸要件を判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第3条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、下記の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を委託者より徴収するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、家族構成（扶養家族の状況等）、住所及び連絡先
 - (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
 - (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
 - (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 投資情報入手の方法
 - (7) その他必要と認める事項
2. 商品先物取引口座設定申込書については、受託前に予め管理担当班に報告し、受託の適否の審査を受け、審査が終了した後に約諾書の徴収等の受託行為を行うものとする。尚、審査の結果を記録し、判断根拠を含めて、取引終了後3年間保存するものとする。
 3. 投資可能資金額は、その趣旨をよく説明し理解を得た上で申告を受けるものとする。
 4. 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明（免許証等の本人確認書類）を求めるものとする。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を求め、それを徴収する。

(顧客カードの整備)

第4条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする委託者について、「商品先物取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けるものとする。

尚、記載内容に変更があれば、その都度更新し、委託者情報を適切に管理するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、家族構成（扶養家族の状況等）、住所及び連絡先
- (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
- (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
- (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
- (5) 投資可能資金額

(6) その他必要と認める事項

2. 顧客カードについては、当該本店及び従たる営業所に備え付けるものとし、すべてその写しを、第12条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

(勧誘の告知・確認の義務)

- 第5条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘に先立って、勧誘の相手方に対して、会社名、所属部署、外務員名及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認した上で勧誘するものとし、その記録を取引終了後3年間保存するものとする。
2. 委託を行わない旨の意思表示をした顧客に対しては、勧誘をしないものとし、その情報を社内通知にて周知し、再勧誘することのないよう必要な措置を講じるものとする。
 3. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘しないものとする。ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。
 - (1) 迷惑な時間帯（夜間・早朝、勤務時間中等）に、電話又は訪問による勧誘を行うこと。
 - (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと。

(勧誘の際の説明義務等)

- 第6条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、
- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよるが）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

上記の事項を説明した後、これらの事項について、委託者が理解していることを書面にて確認するものとし、委託者の理解が十分でない場合、再度説明するものとする。

2. 前項による理解の確認をした後、「商品先物取引—委託のガイド—」に記載された事項を説明し、前項と同様の手続きにより委託者が理解していることを確認するものとする。

(受託業務の禁止行為)

- 第7条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

- 第8条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上商品先物取引の経験のない委託者又は経験の浅い委託者ないしこれと同等と判断される委託者については、3ヶ月を限度とする習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

※「過去一定期間以上」は、直近の3年以内に延べ90日以上とする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。

- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の範囲においてこれを行うものとする。この場合の外務員の判断枠（ホームトレードによる取引を除く）、当該委託者から当該判断枠を超える取引の要請があった場合の審査等については、別に定める。
- (4) 委託者に対し、商品先物取引について十分な理解と認識を深めて頂くため、習熟期間中に下記の事項等について、理解度確認の調査を行うものとする。調査の結果、未だ理解が十分でないと判断される委託者については、更に、理解を深めて頂くよう努めるものとする。
 - (イ) 「商品先物取引－委託のガイドー」の内容についての理解
 - (ロ) 損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - (ハ) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - (ニ) ストップ高（安）等の値幅制限についての理解
 - (ホ) 約定値段及び総約定金額についての理解
 - (ヘ) その他必要と認める事項についての理解

(委託者の取引内容の把握及び管理)

第 9 条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者ごとの取引内容を常時把握するとともに、適切な委託者管理を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第 10 条 当社は、第 2 条第 10 号に該当する勧誘及び受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- 2. 当該委託者の実入金額が、本人より申告の資産額（現金・預貯金等）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。
- 3. 調査は管理担当班が実施するものとする。
調査に当たっては、管理担当班は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て報告する等、調査に協力しなければならない。
調査に当たっては、取引資金の性格及び出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）の把握を中心に行うものとし、調査担当者は当該委託者への電話、面談その他の方法により、当該委託者に当該資産等の状況を聴取し確認する。尚、その場合、自己資金であるとのことであれば、資産申告額変更申出書の差入れを求めるものとする。
調査結果については、調書を作成して総括責任者に報告するものとし、総括責任者は調書に基づき、取引の継続又は停止等の措置を決定する。
- 4. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の金銭の預託は受けないものとする。
- 5. 以上の調査及び措置に関する記録は、これを 10 年間保存するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 11 条 取引本証拠金の額等は、「一般委託者」、「自社認定委託者」又は「電子取引委託者」等により区分し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同一又は同基準額に一定額を加えた額とする。

- 2. 前項にかかわらず、当社は、取引本証拠金の額等を商品ごとの市況の状況等を考慮して適宜定めることがある。
- 3. 委託者の本条第 1 項による区分に変更があった場合には、当該委託者の既存の建玉についても、変更後の区分に係る取引本証拠金の額等を適用する。
- 4. 当社は、上記の額について委託者にその適用の 2 営業日前までに通知し、当該通知内容を 3 年間保存する。
- 5. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、管理担当班総括責任者とする。管理担当班総括責任者は、取引本証拠金の額等を社内及び委託者に周知徹底させなければならない。

(管理担当班の設置)

- 第 12 条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、営業管理部を主体として、管理担当班を設置するものとする。
2. 本店に、受託業務に係る総括管理及び第 13 条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
 3. 総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、常務取締役以上の役員とする。
 - (2) 管理担当班の責任者は、営業管理部部長又はそれに準ずる役職者とする。

(管理担当班の職務)

- 第 13 条 管理担当班の職務は次の通りとする。
- (1) 商品先物取引口座設定申込書等の精査による委託者の選別及び受託の適否の決定並びに顧客管理のための顧客カードの整備
 - (2) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
 - (3) 登録外務員の委託者に対する連絡・サービス状況等の掌握及び営業部門に対する指導
 - (4) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応と処理の確認及び過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入の予防措置
 - (5) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速且つ適切な措置
 - (6) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
 - (7) 不正資金の流入を防止するために必要な措置
 - (8) その他委託者の保護育成に必要と認められる措置

(広告・宣伝に係る管理措置)

- 第 14 条 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、取締役 1 名を責任者として任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を置くことができる。
2. 責任者及び副責任者は、広告・宣伝等を実施する場合、違法性等の有無について審査するものとする。

(違反者に対する懲戒)

- 第 15 条 第 7 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、次の各号によりこれを懲戒とする。
- (1) 譴責 始末書を取り将来を戒める。
 - (2) 減給 内容と程度の如何により減給する。
 - (3) 出勤停止 内容と程度の如何により出勤を停止する。
 - (4) 降格 内容と程度の如何により降格する。
 - (5) 諭旨退職 退職願の提出を勧告し退職させる。
 - (6) 解雇 予告期間を設けて解雇する。
 - (7) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第 16 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

(規則の変更)

- 第 17 条 本規則の変更は、取締役会の決議による。

商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第8条第3号に基づき、商品先物取引の経験のない委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮のうえ、相応の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者の取引に係る外務員の判断枠を委託者から申告された投資可能資金額の1/3以内と定める。
2. 当該委託者から上記1の判断枠を超える取引の要請があった場合には、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申し出があり、管理担当班の責任者が当該委託者が商品先物取引に習熟していることを、「コンプライアンス（法令遵守）確認書」・「理解度確認書」等又は電話・面談等にて客観的に確認の上審査を行い、その適否について判断し、受託するものとする。
3. 上記2の場合において、管理担当班の責任者は速やかに本店の総括責任者に報告する。
4. 本店の総括責任者は、報告事項についてその内容を再確認するとともに、必要と認められる場合には当該管理担当班の責任者に対し所要の指示を行う。

附 則

1. この規則は、平成元年11月27日より施行する。
2. この規則は、平成3年11月14日より改正施行する。
(商品先物取引不適格者の参入防止・顧客カードの整備・説明の義務・禁止行為・管理担当班の職務・日商協への届出)
3. この規則は、平成7年6月1日より改正施行する。
(組織改正に伴い部署及び役職名変更)
4. この規則は、平成7年10月20日より改正施行する。
(違反者に対する懲戒)
5. この規則は、平成10年9月1日より改正施行する。
(社団法人日本商品取引員協会の新「受託等業務に関する規則」の施行に伴い全条見直し)
6. この規則は、平成11年6月1日より改正施行する。
(日本商品先物取引協会の新「受託等業務に関する規則」の施行に伴い一部見直し)
7. この規則は、平成12年3月1日より改正施行する。
(委託者の保護育成措置)
8. この規則は、平成12年4月1日より改正施行する。
(民法の一部改正に伴い、第2条の禁治産者及び準禁治産者の表現を変更)
9. この規則は、平成12年8月1日より改正施行する。
(商品先物取引不適格者の参入防止・商品先物取引口座設定申込書の徴収・顧客カードの整備・管理担当班の職務)
10. この規則は、平成12年10月2日より改正施行する。
(広告・宣伝に係る管理措置)
11. この規則は、平成13年10月1日より改正施行する。
(第2条 商品先物取引不適格者の参入防止、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第8条 委託者の保護育成措置、第9条 委託者の取引内容の把握及び管理、第10条 管理担当班の設置、第11条 管理担当班の職務、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)
12. この規則は、平成15年4月1日より改正施行する。
(第10条「不正資金の流入防止措置」の新設及びこれに伴う条数の繰り下げ並びに第12条(7)の新設)
13. この規則は、平成15年6月6日より改正施行する。
(委託証拠金制度改正に伴う第11条の新設)
14. この規則は、平成17年5月1日より改正施行する。
(改正商品取引所法に伴い、第1条 目的、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第5条 勧誘の告知・確認の義務、第6条 勧誘の際の説明義務等、第7条 受託業務の禁止行為、第8条 委託者の保護育成措置、第10条 不正資金の流入防止措置、第11条 取引本証拠金の額等に係る措置、第13条 管理担当班の職務、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)
15. この規則は、平成17年8月8日より改正施行する。
(委託者の保護に関するガイドラインの趣旨に添った更なる見直しに伴い、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第5条 勧誘の告知・確認の義務 第6条 勧誘の際の説明義務等、第8条 委託者の保護育成措置、第11条 取引本証拠金の額等に係る措置、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)

電子取引に係る受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、取引の自己責任を求め得る主体性ある健全な委託者層の導入と、委託者の保護を図るため、委託者の知識、経験及び財産の状況に関する情報の提供を求め、委託者の属性の把握に努めるものとし、受託業務の適正な運営並びにその管理について必要な項目を定める。

(適合性の原則に照らして不相当と認められる受託)

第 2 条 当社は、電子取引において次の各号の一に該当する商品先物取引への参加に不相当と判断される者に対する受託を行わないものとする。

尚、口座開設過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに口座開設を中止し、又取引中に委託者が新たに、不相当と認められる状況となった場合、新たな取引の受託を行わないものとする。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 借入金で商品先物取引をしようとする者
- (5) 75歳以上の高齢者で、過去一定期間以上(直近の3年以内に延べ90日以上を目安とする)にわたり商品先物取引、その他先物取引、株式の信用取引等の経験が無い者。但し、80歳以上の高齢者については、取引の経験に関わらず受託を行わない
- (6) 申告資産を超える入金・入庫をして取引をしようとする者
※「申告資産」とは、委託者が商品先物取引へ参加するにあたって当社へ申告した「現金・預貯金」及び「有価証券等」の総額をいう。(有価証券等の評価増を含む)
- (7) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者
- (8) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

但し、第5号に該当する場合で取引の継続中に達した者はこの限りではない。又第6号に該当する場合で、自筆の申告資産額変更申出書の差入れを行う者はこの限りではない。

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者が、諸要件を判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、口座開設の許可及び受託を行わないものとする。
3. 次に該当する委託者については入金・入庫の総額を申告資産額の80%を上限とする制限を行う。

- (1) 年齢75歳以上で、給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者
- (2) 職業を有しない者、又は一定の所得を有しない者
※ここでの「一定の所得」は、年間で500万円以上を目安とする

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第 3 条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、下記の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を委託者より書面又は電磁的方法により徴収するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、住所及び連絡先
- (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
- (3) 商品先物取引及び株式取引(現物、信用)等の経験の有無

- (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
 - (5) その他必要と認める事項
2. 商品先物取引口座設定申込書については、徴収方法により次の通りとする。
- (1) 書面による場合は、商品先物取引口座設定申込書を受託前に予め管理担当班で確認し、受託の適否の審査を行い、審査が終了した後に約諾書の徴収等を行うものとする。
 - (2) 電磁的方法による場合は、商品先物取引口座設定申込書（申込内容）をもって管理担当班で確認し、受託の適否の審査を行うものとする。
- 尚、審査の結果を記録し、判断根拠を含めて、取引終了後3年間保存するものとする。
3. 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明（免許証等の本人確認書類）を求めるものとする。
- 委託者が法人の場合は、登記簿謄本及び代表者の本人確認書類の提出を求め、それを徴収する。

（顧客カードの整備）

第4条 当社は、商品先物取引を行おうとする委託者について、「商品先物取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けるものとする。

尚、記載内容に変更があれば、その都度更新し、委託者情報を適切に管理するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、住所及び連絡先
 - (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
 - (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
 - (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
 - (5) その他必要と認める事項
2. 顧客カードについては、担当部署に備え付けるものとし、すべてその写しを、第12条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

（説明義務等）

第5条 商品先物取引の電子取引において、受託以前に受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を書面又は電磁的方法により交付し、

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよるが）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 上記の事項を書面又は電磁的方法により解説した後、これらの事項について、委託者が理解していることを書面又は電磁的方法にて確認するものとし、委託者の理解が十分でない場合、電磁的方法にて補足説明をするものとする。
2. 前項による理解の確認をした後、「商品先物取引－委託のガイド」に記載された事項についてはインターネット上の申込画面にて解説し、前項と同様の手続きにより委託者が理解していることを確認するものとする。

（受託業務の禁止行為）

第6条 商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

（委託者の取引内容の把握及び管理）

第7条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者ごとの

取引内容を常時把握するとともに、適切な委託者管理を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

- 第 8 条 当社は、公共団体の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者、金融機関の役員及び従業員からの受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
2. 当該委託者の実入金額が、本人より申告の資産額（現金・預貯金等）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。
 3. 調査は管理担当班が実施するものとする。
調査に当たっては、管理担当班は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て報告する等、調査に協力しなければならない。
調査に当たっては、取引資金の性格及び出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）の把握を中心に行うものとし、調査担当者は当該委託者への電話、面談その他の方法により、当該委託者に当該資産等の状況を聴取し確認する。尚、その場合、自己資金であるとのことであれば、資産申告額変更申出書の差入れを求めるものとする。
調査結果については、調書を作成して総括責任者に報告するものとし、総括責任者は調書に基づき、取引の継続又は停止等の措置を決定する。
 4. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の金銭の預託は受けないものとする。
 5. 以上の調査及び措置に関する記録は、これを10年間保存するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

- 第 9 条 取引本証拠金の額等は、当社にて区分した「電子取引委託者」を適用し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同一又は同基準額に一定額を加えた額とする。
2. 前項にかかわらず、当社は、取引本証拠金の額等を商品ごとの市況の状況等を考慮して適宜定めることがある。
 3. 委託者の本条第1項による区分に変更があった場合には、当該委託者の既存の建玉についても、変更後の区分に係る取引本証拠金の額等を適用する。
 4. 当社は、上記の額について委託者にその適用の2営業日前までに通知し、当該通知内容を3年間保存する。
 5. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、管理担当班総括責任者とする。管理担当班総括責任者は、取引本証拠金の額等を社内及び委託者に周知徹底させなければならない。

(管理担当班の設置)

- 第 10 条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、営業管理部を主体として、管理担当班を設置するものとする。
2. 本店に、受託業務に係る総括管理及び第11条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
 3. 総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、常務取締役以上の役員とする。
 - (2) 管理担当班の責任者は、営業管理部部長又はそれに準ずる役職者とする。

(管理担当班の職務)

- 第 11 条 管理担当班の職務は次の通りとする。
- (1) 商品先物取引口座設定申込書等の精査による委託者の選別及び受託の適否の決定並びに顧客管理のための顧客カードの整備
 - (2) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
 - (3) 登録外務員の委託者に対する連絡・サービス状況等の把握及び営業部門に対する指導

- (4) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応と処理の確認及び過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入の予防措置
- (5) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速且つ適切な措置
- (6) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (7) 不正資金の流入を防止するために必要な措置
ログイン ID 及び初期パスワードの設定及び登録。委託者の失念によるパスワードの再設定・登録。
- (8) その他委託者の保護育成に必要と認められる措置

(システム障害等の対応・報告)

第 12 条 電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の事態への対応は以下の通りとする。

- (1) 速やかに委託者へ電磁的方法等によりシステム障害等の発生を伝達する
- (2) ホームトレード部責任者は、関係各部署の責任者等へ状況を連絡する
- (3) 受託業務、受渡・決済業務、問い合わせ等はホームトレード部にて行う
- (4) 管理担当班は、下記の状態が発生したシステム障害については、第 13 条の各項目について、情報システム担当部署及び日本商品先物取引協会に報告を行う。(但し、一部のシステム等に影響が生じても他のシステム等が速やかに代替することで実質的な影響が生じない場合を除く) なお、管理担当班による報告が困難な場合には、ホームトレード部責任者がその任を代行する。
 - (イ) 委託者への返還資金等の返還遅延等が生じている又はそのおそれがあるもの
 - (ロ) 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
 - (ハ) 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争等の原因になるとと思われるもの
- (ニ) その他、イ、ロ又はハに類すると考えられるもの

(システム障害等の記録)

第 13 条 当社が利用するシステムに障害が発生した場合には、下記の項目について記録をする。

- (1) 発生日時
- (2) 復旧日時
- (3) 障害の状況
- (4) 障害の原因
- (5) 復旧までの影響範囲
- (6) 対応方法
- (7) 委託者からの照会状況及び対応状況

(委託者相談窓口の設置)

第 14 条 委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等への対応等については委託者相談窓口にて行う。

窓口は営業管理部に設置するものとし、内容によりホームトレード部にて対応等するものとします。

委託者相談窓口の連絡先等は取引参加者画面に表示するだけでなく、契約時に委託者へ書面又は電磁的方法にて通知するものとします。

(取引記録の保存)

第 15 条 取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文内容及びその処理結果等の記録を電磁的方法により記録し、5年間保存する。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第 16 条 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、取締役

1名を責任者として任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を置くことができる。

2. 責任者及び副責任者は、広告・宣伝等を実施する場合、違法性等の有無について審査するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 17 条 第6条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、次の各号によりこれを懲戒とする。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 謹 責 | 始末書を取り将来を戒める。 |
| (2) 減 給 | 内容と程度の如何により減給する。 |
| (3) 出勤停止 | 内容と程度の如何により出勤を停止する。 |
| (4) 降 格 | 内容と程度の如何により降格する。 |
| (5) 諭旨退職 | 退職願の提出を勧告し退職させる。 |
| (6) 解 雇 | 予告期間を設けて解雇する。 |
| (7) 懲戒解雇 | 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。 |

(日本商品先物取引協会への届出)

第 18 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

(規則の変更)

第 19 条 本規則の変更は、取締役会の決議による。

附 則

1. この規則は、平成19年2月1日より施行する。

⑥外務員の登録状況

(単位：人)

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
333	77	73	337

⑦委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
3,577名	1,411名	3,481名

⑧苦情・紛争に関する事項

当社では、本社・大阪・福岡の各営業管理部に相談窓口を設け、委託者から苦情・相談等の申出があった場合には、直ちに詳細な社内調査を実施して、迅速かつ適切な対応を期しております。又、営業部責任者及び各営業管理部が連携し、営業部門に対するチェック、指導を強化して、不当勧誘の防止、不適格者の参入防止、ルール遵守の徹底等、クレームの未然防止に努めております。

平成18年度中においては、勧誘行為のあり方、取引内容や担当外務員に対する不満などから、日本商品先物取引協会にあっせん1件・苦情1件、営業管理部及び営業部へ43件の苦情申出があり、自主解決22件、処理中23件となっております。

受付件数	処 理 結 果			処理中
	解 決	取下げ	打切り	
45件	22件	—	—	23件

⑨訴訟に関する事項

当年度における訴訟は27件（前年度より係争中のもの13件を含む）あり、委託者が当社の不法行為により損害を被ったとしてその損害賠償を求めたものであり、1件は判決確定（当社勝訴）、5件は裁判上の和解が成立し、その他の21件は、現在係争中であります。

訴訟件数	判 決	和 解	係争中
27件	1件	5件	21件

3. 経理の状況

①貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位 千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	33,724,026	流動負債	24,858,242
現金及び預金	12,870,910	短期借入金	900,000
委託者未収金	893,521	1年以内返済予定の長期借入金	562,680
有価証券	2,200,000	未払金	126,059
商品	335,104	未払法人税等	122,906
保管有価証券	2,400,277	賞与引当金	60,100
短期差入保証金	12,109,483	役員賞与引当金	20,000
委託者先物取引差金	1,092,433	預り証拠金	8,839,992
未収入金	1,623,890	外国為替取引預り証拠金	11,129,955
繰延税金資産	163,539	預り証拠金代用有価証券	2,398,419
その他	310,671	その他	698,130
貸倒引当金	△ 275,808	固定負債	4,974,276
固定資産	15,601,492	長期借入金	3,717,220
有形固定資産	7,756,301	退職給付引当金	604,537
建物	3,724,200	役員退職引当金	524,383
構築物	8,555	長期受入保証金	21,327
器具及び備品	104,604	繰延税金負債	106,809
土地	3,918,941	引当金	133,568
無形固定資産	128,545	商品取引責任準備金	133,113
ソフトウェア	68,995	金融先物取引責任準備金	455
電話加入権	42,216	負債合計	29,966,088
その他	17,334	（純資産の部）	
投資その他の資産	7,716,644	株主資本	18,437,071
投資有価証券	6,133,309	資本金	3,245,237
関係会社株式	582,158	資本剰余金	2,715,614
出資金	193,055	資本準備金	2,715,614
長期差入保証金	688,087	利益剰余金	14,600,738
長期前払費用	50,368	利益準備金	556,740
その他	248,476	その他利益剰余金	14,043,998
貸倒引当金	△ 178,812	別途積立金	11,003,000
		繰越利益剰余金	3,040,998
		自己株式	△ 2,124,519
		評価・換算差額等	922,358
		その他有価証券評価差額金	922,358
		純資産合計	19,359,429
資産合計	49,325,518	負債・純資産合計	49,325,518

②損益計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位 千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		8,258,837
受 取 手 数 料	7,592,946	
売 買 損 益	400,934	
そ の 他	264,957	
営 業 費 用		6,879,686
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,879,686	
営 業 利 益		1,379,150
営 業 外 収 益		695,712
受 取 利 息	35,599	
受 取 配 当 金	124,144	
有 価 証 券 売 却 益	413,501	
そ の 他	122,467	
営 業 外 費 用		272,317
支 払 利 息	213,563	
そ の 他	58,753	
経 常 利 益		1,802,545
特 別 利 益		360,442
投 資 有 価 証 券 売 却 益	353,755	
そ の 他	6,687	
特 別 損 失		342,916
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	3,719	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,933	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	113,248	
創 業 記 念 行 事 費	219,399	
そ の 他	3,615	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,820,072
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		755,131
法 人 税 等 調 整 額		△ 689,520
当 期 純 利 益		1,754,461

③株主資本等変動計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位 千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高	3,245,237	2,715,614	556,740	9,003,000	4,015,138
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 528,601
別途積立金の積立	—	—	—	2,000,000	△ 2,000,000
利益処分による 役員賞与	—	—	—	—	△ 200,000
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,754,461
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	2,000,000	△ 974,140
平成19年3月31日残高	3,245,237	2,715,614	556,740	11,003,000	3,040,998

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	△ 1,779,839	17,755,892	1,482,808	19,238,700
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	△ 528,601	—	△ 528,601
別途積立金の積立	—	—	—	—
利益処分による 役員賞与	—	△ 200,000	—	△ 200,000
当 期 純 利 益	—	1,754,461	—	1,754,461
自己株式の取得	△ 344,680	△ 344,680	—	△ 344,680
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△ 560,450	△ 560,450
当期変動額合計	△ 344,680	681,179	△ 560,450	120,729
平成19年3月31日残高	△ 2,124,519	18,437,071	922,358	19,359,429

④個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券……期末日の市場価格等に基づく時価法

(売却原価は移動平均法により算出しております。)

- ② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

- ③ 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

- ④ その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- ① デリバティブ取引……時価法

- ② 運用目的の金銭の信託……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成11年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

(2) 無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 長期前払費用……均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……当期末現在に有する金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞 与 引 当 金……従業員賞与の支給に充てるため、支給対象期間基準による繰入限度額を基礎に将来の支給見込を加味して計上しております。
- (3) 役 員 賞 与 引 当 金……役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (5) 役 員 退 職 引 当 金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
- (6) 商 品 取 引 責 任 準 備 金……商品取引所法第 221 条の規定に基づき計上しております。
- (7) 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金……金融先物取引法第 81 条の規定に基づき計上しております。

4. 消費税等の処理方法 ……税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、19,359,429 千円であります。

(2) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日）を適用しております。

この結果、販売費及び一般管理費が 20,000 千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
預 金	5,095,000 千円
建 物	3,292,040 千円
土 地	3,769,511 千円
投資有価証券	211,514 千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	900,000 千円
長期借入金	4,279,900 千円
商品取引所法第 179 条第 7 項の規定に基づき銀行等の契約預託額	450,000 千円
委託者保護基金における代位弁済保証額	500,000 千円
(3) 商品先物取引証拠金等の代用として株式会社日本商品清算機構に預託している資産	
有 価 証 券	2,200,000 千円
保管有価証券	2,374,312 千円
投資有価証券	2,564,623 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,082,871 千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	100 千円
短期金銭債務	9,114 千円
長期金銭債務	21,327 千円
4. 保証債務	

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、750,000 千円の保証を行っております。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営 業 収 益	796 千円
営 業 費 用	276,775 千円
営業取引以外の取引高	30,212 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 20,464,052 株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 3,138,904 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	528,601千円	30.00円	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が事業年度となるもの平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	519,754千円	30.00円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	154,658千円
賞与引当金	24,454千円
未払事業税等	15,408千円
退職給付引当金	245,986千円
役員退職引当金	213,371千円
商品取引責任準備金	54,163千円
投資有価証券評価損	87,261千円
ゴルフ会員権	84,706千円
減損損失	26,506千円
その他	86,069千円
繰延税金資産小計	992,586千円
評価性引当額	△ 303,066千円
繰延税金資産合計	689,520千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	632,789千円
繰延税金負債合計	632,789千円
繰延税金資産の純額	56,730千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

1. 当事業年度末におけるリース物件の取得原価相当額	235,810 千円
2. 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額	94,185 千円
3. 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料相当額	144,177 千円

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額は1,117円41銭であります。
- 1株当たり当期純利益は100円56銭であります。

【重要な後発事象に関する注記】

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
当社は、平成19年6月27日に関東財務局長より、金融先物取引法第76条第4号(「不招請勧誘の禁止」)及び同法第76条第5号(「再勧誘の禁止」)の規定に違反の事実が認められたとして、金融先物取引法第86条及び同法第87条第1項の規定に基づき、行政処分(金融先物取引業務の一部業務停止命令並びに業務改善命令)を受けております。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1750.3%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	592.2%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	596.5%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	39.2%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	47.5%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	158.0%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	133.8%